

疎遠になっていた父の財産についての相続放棄

相続

事案の概要

40代 男性 会社員

相談者が小学生の時に、両親が離婚していたため父とは疎遠になっていた。この度全く知らない土地家屋調査士事務所から、父名義の不動産の境界線の立ち会いを求める書面が届いた。

父との関わりは一切持ちたくないし、生前の父がどのような人生を歩んでいたのかも全くわからない。今後どのように対応したら良いかわからないので相談に来ることになった。

解決結果

父の戸籍を取り寄せたところ、父死亡後、すでに数年以上を経過していたことが判明した。相続放棄を行うための熟慮期間を経過していた。

土地家屋調査士事務所からの連絡が来て初めて相続開始したことを知ったということだったので、「相続開始を知って」からはいまだ3カ月を経過していないことを前提に、相続放棄の申立を行い、無事受理されることになった。

担当弁護士からひとこと

熟慮期間は3カ月と民法上定められているので、法定相続人が相続放棄を行うためには、通常は被相続人が死亡後3カ月以内に相続放棄の申立を行う必要がある。

今回のケースのように、被相続人とは生前疎遠になっていたなどの事情があれば「相続が開始したこと」を知り得ないことが通常なので、事情を説明することで3カ月を経過して以降の申立でも受理されることになる。